

令和4年12月15日

池田市上下水道事業管理者
増井文典様

池田市上下水道事業経営審議会
会長 柴健次

池田市上下水道事業経営戦略の見直しについて（答申）

池田市上下水道事業経営審議会は、令和4年4月21日付け池水経発第7号で諮問のあった「池田市上下水道事業経営戦略の見直しについて（諮問）」について、慎重に審議を重ねた結果、結論に達しましたので、別紙のとおり答申します。

池田市上下水道事業経営戦略の見直しについて

○経営戦略改定の必要性

池田市の水道事業及び公共下水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインとして、安全な水道水の安定供給と、下水処理による公衆衛生・公共用水域の水質保全・浸水防除に取り組むため、平成29年度に策定した上下水道事業経営戦略に基づき計画的な施設整備及び健全な事業運営に努められている。

しかしながら、経営戦略策定当時と比較して、水需要は社会情勢の変動等による大口使用者の使用量減少等により減少傾向であり、費用は物価上昇により増加傾向となる中、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、上下水道事業を取り巻く環境は、年々厳しさを増している。

このような状況下で、経営戦略改定版（案）は、経営戦略策定当初から直近の状況について、計画と実績における分析をもとに今後の投資・財政計画に反映している。投資計画においては、デフレーターを用いた実更新費用の算出による中長期的な更新費用の平準化と延命化、財政計画においては企業債発行の考え方の見直しを含めた財源確保策を整理した上で、令和5年度に仮定している料金・使用料改定の改定率の見直しをすることで、中長期的な財政運営に必要な資金の確保、計画最終年度の損益黒字の確保について、達成できるものとなっている。投資計画目標の1つであった水道事業有収率の95%達成については、水道管の更新により、達成目標年次より3年早い令和元年度に達成し、効率的な事業ができています。この計画に基づいて事業を推進していくことで、健全な経営を実施できると考える。

○水道料金・下水道使用料改定の必要性

経営戦略改定版（案）の中で、水道料金については計画策定当時と同様に令和5年度に口径別料金体系への変更を行うことで、5%増加の料金改定を仮定し、下水道使用料については、令和2年度以降、コロナ禍等による大口使用者の使用量の減少による影響が費用削減の効果を上回ることから、計画策定当時に令和5年度に10%増加としていた改定率を20%増加に引き上げを仮定する事で、経営戦略の財源目標を達成できる見通しである。

〈水道〉

水道料金の口径別料金体系への変更については、厚生労働省において、「水需要の増減に収入が影響されない体系として、使用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要」との見解が示されている中、今回の改定で水量の増減に影響を受けにくく、固定費の回収

ができる体系に変更するものとする。また、過去からの料金算定の経緯や、近隣他市の状況を分析した結果、少量使用者への配慮を鑑み、激変緩和として複数回の改定で徐々に改善していくこととし、今回の改定は体系変更を主として行い、その結果収益全体で5%増加となるものとする。但し、改定後においては、さらなる料金回収率や固定費回収の改善に向けて、5年毎に費用の精査を踏まえた水道料金の見直しを図っていく必要がある。

(改定案)

- ・基本水量については、8 m³で据え置く。
- ・基本料金については、用途別料金から口径別料金への変更を行い、費用負担の公平性と料金体系の明確性を確保する。
- ・超過料金については、最高単価の引き下げを行い、逡増度の緩和を行う。
- ・メーター料については、基本料金に含めることとする。

【新料金表】

料金体系	ランク	口径 (mm)	金額 (税抜き)
基本料金 (0 m ³ ~8 m ³)	I	13	800 円
		20	800 円
		25	1,000 円
		30	3,000 円
		40	4,000 円
		50	8,000 円
		75	30,000 円
		100	100,000 円
		150	400,000 円
		250	650,000 円
料金体系	ランク	水量	金額 (税抜き)
超過料金 (1 m ³ につき)	II	9 m ³ ~ 10 m ³ まで	75 円
	III	11 m ³ ~ 20 m ³ まで	155 円
	IV	21 m ³ ~ 30 m ³ まで	215 円
	V	31 m ³ ~ 40 m ³ まで	260 円
	VI	41 m ³ ~ 50 m ³ まで	300 円
	VII	51 m ³ ~ 100 m ³ まで	330 円
	VIII	101 m ³ ~ 500 m ³ まで	350 円
	IX	501 m ³ 以上	360 円

〈下水道〉

下水道使用料の改定については、現状10 m³使用・20 m³使用で府下2番目に安価となっており、最高ランクとの単価格差が大きい状況であるが、今回の改定で単価格差を見直し、少量使用者にも使用水量に応じた一定の負担を求めながら、水道事業と同様に、水量の増減に影響を受けにくく、固定費を回収できるような改定を行い、収益全体で20%増加となるものとする。20%の改定率となる理由は、下水道については、これまで施設の早期整備や、維持管理費用の削減等により費用が抑えられてきたが、今後は更新・耐震化等に伴う費用が一定かかること、また、収益の減少を踏まえたことによるものである。但し、水道事業と同様に、改定後においては、固定費回収の改善に向けて、5年毎に費用の精査を踏まえた下水道使用料の見直しを図っていく必要がある。

(改定案)

- ・基本水量については、8 m³で据え置く。
- ・基本料金については、15%の改定率とする。
- ・超過料金のランクⅡ～Ⅸについては、22%～25%程度の改定率とする。
- ・超過料金のランクⅩについては、単価格差を維持する観点から15%の改定率とする。

【新料金表】

料金体系	ランク	水量	金額 (税抜き)
基本料金	I	0 m ³ ～ 8 m ³ まで	540 円
超過料金 (1 m ³ につき)	II	9 m ³ ～ 10 m ³ まで	43 円
	III	11 m ³ ～ 20 m ³ まで	86 円
	IV	21 m ³ ～ 30 m ³ まで	105 円
	V	31 m ³ ～ 40 m ³ まで	127 円
	VI	41 m ³ ～ 50 m ³ まで	152 円
	VII	51 m ³ ～ 100 m ³ まで	172 円
	VIII	101 m ³ ～ 500 m ³ まで	202 円
	IX	501 m ³ ～1000 m ³ まで	233 円
	X	1001 m ³ 以上	237 円

○留意事項

経営戦略の取り組みを推進されるにあたり、次の事項に配慮されることを要望する。

- ・ライフラインとしての安全性を堅持し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、今後の水需要を踏まえた効率的な事業運営を行うこと。
- ・今後の国の動向や、社会経済情勢を注視し、必要に応じて弾力的に対応されること。
- ・財源確保にあたっては、料金・使用料改定の検討に至るまでにその他財源の最大限の確保を図ること。今般の改定以後、さらに改定を行われる際は、市民生活に与える影響が大きいため、改めて審議会を開催し、議論されること。